instructed by the officials in charge of contracts; ④have actually conducted similar service for other Ministries and Agencies, government-affiliated corporations or independent administrative organizations; ⑤ meet the qualification requirements which may be specified in the tender documentation

⑺ Date and time for tender: 11:00 A.M. February 4, 2022

⑻ For details please contact: SUZUKI Shoya and FUJIWARA Hana, Program Planning and Coordination Division, Planning Department, The Japan Foundation, Yotsuya Cruse 1―6―4 Yotsuya, Shinjuku-ku, Tokyo, 160―0004 Japan. TEL: 03―5369―6058, E-mail: pj@jpf.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和３年11月30日

独立行政法人造幣局理事　河村　企彦

◎調達機関番号　561　◎所在地番号　27

○造大第55号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量　産業用及び業務用電力の調達　契約電力　692kW　予定使用電力量　7,310,700kWh

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　履行期間　令和４年４月１日から令和７年４月１日

⑸　履行場所　さいたま支局

⑹　入札方法　入札金額は各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、同一月においても単一のものとする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、造幣局が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価について、下記の㈠及び㈡の合計額を入札書に記載するものとする。㈠消費税が課税となるものについては、入札者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額　㈡消費税が非課税又は不課税となるものについては、見積もった価格。

2　競争参加資格

⑴　造幣局契約事務規程第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　財務省競争参加資格（全省庁統一資格）又は、独立行政法人造幣局競争参加資格「物品の販売」の「A」又は「B」又は「C」に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

⑶　造幣局と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

⑷　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。

⑸　二酸化炭素削減の観点も判断材料とするので認識しておくこと。

⑹　「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100％とすること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書及び提出書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒530―0043 大阪市北区天満１―１―79

独立行政法人造幣局　総務部経理課　契約担当　西澤満里子　電話06―6351―5463

⑵　入札説明書の交付方法　随時交付する。

⑶　入札説明会の日時及び場所　上記場所で随時行う。

⑷　入札書の受領期限　令和４年１月27日17時00分　ただし、入札書を持参する場合は開札の日時までとする。

⑸　開札の日時及び場所　令和４年１月28日14時00分　造幣局経理課会議室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札の保証及び契約の保証　免除

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　落札者の決定方法　造幣局契約事務規程第７条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑹　手続きにおける交渉の有無　無

⑺　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of procurement: KAWAMURA Tatsuhiko, Executive Director, Japan Mint

⑵　Classification of the products to be procured: 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Japan Mint contract 692kW. Estimated volume of electricity for 3 years: 7,310,700kWh.

⑷　Delivery period: From April 1, 2022 through April 1, 2025

⑸　Delivery place: Saitama Branch

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who:

①　do not come under Article 4 and 5 of the Japan Mint Contract Procedure Rules.

②　have obtained Grade A or B or C from the Ministry of Finance Japan (all ministries／agencies) or Japan Mint in the category of "Selling of products" in the qualification for participating in tendering procedures for the fiscal years of 2019, 2020 and 2021.

③　are not being recognized as an unsuitable one to make a contract with, due to the violation of the contract with Japan Mint including its branches in the past.

④　have registered in accordance with Article 2―2, Electricity Utilities Industry Law.

⑤　should recognize to use the viewpoint of reducing CO_2 for our judgement.

⑥　supply electricity sourced from renewable energy in accordance with "RE100 technical criteria" and the ratio of renewable energy is 100%.

⑺　Time-limit for tender: January 27, 2022 at 5:00 p.m.

⑻　Contact point for this notice: NISHIZAWA Mariko, Contract Unit, Accounts Division, General Affairs Department, Japan Mint, 1―1―79 Temma Kita-ku, Osaka-shi 530―0043 Japan TEL 06―6351―5463

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和３年11月30日

分任契約担当者

国立研究開発法人科学技術振興機構

契約部長　近藤　章博

◎調達機関番号　813　◎所在地番号　13

○第３―131号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　令和４年度　国内資料の電子化　一式

⑶　調達件名の特質等　仕様書による。

⑷　履行期間　令和４年４月１日（金）～令和５年３月31日（金）

⑸　履行場所　当機構東京本部（詳細は仕様書に定める）

⑹　入札方法　落札者の決定に当たっては、総合評価落札方式をもって行うので、入札説明書に定める書類（以下「提案書等」という。）を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、税法その他の法令等の改正により消費税等の税率が変動した場合には、消費税相当額は改正以降における変動後の税率により計算するものとする。